

改 正 後	改 正 前
<p>（強制貯金） 第十八条（略）</p> <p>② 使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合においては、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出なければならぬ。</p>	<p>（強制貯金） 第十八条（略）</p> <p>② 使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合においては、保管及び返還の方法を定めて行政官庁の認可を受けなければならない。</p>
<p>③ 使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合においては、貯蓄金の管理に関する規程を定め、これを労働者に周知させるため作業場に備え付ける等の措置をとらなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>④ 使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合において、貯蓄金の管理が労働者の預金の受入であるときは、利子をつけなければならない。この場合において、その利子が、金融機関の受け入れる預金の利率を考慮して命令で定める利率による利子を下るときは、その命令で定める利率による利子をつけたものとみなす。</p>	<p>（新設）</p>
<p>⑤ 使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合において、労働者がその返還を請求したときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>⑥ 使用者が前項の規定に違反した場合において、当該貯蓄金の管理を継続することが労働者の利益を著しく害すると認められるときは、行政官庁は、使用者に対して、その必要な限度の範囲内で、当該貯蓄金の管理を中止すべきことを命ずることができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>⑦ 前項の規定により貯蓄金の管理を中止すべきことを命ぜられた</p>	<p>（新設）</p>

使用者は、遅滞なく、その管理に係る貯蓄金を労働者に返還しなければならぬ。

(賃金の支払)

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。但し、法令若しくは労働協約に別段の定がある場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定がある場合若しくは当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

② (略)

第三十三条 災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において前条若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。但し、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

② 前項但書の規定による届出があつた場合において、行政官庁がその労働時間の延長又は休日の労働を不相当と認める場合においては、その後その時間に相当する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることができる。

③ (略)

(年次有給休暇)

第三十九条 (略)

② (略)

③ 使用者は、前二項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。但し、請求された時季に有給休暇を

(賃金の支払)

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。但し、法令又は労働協約に別段の定がある場合においては、賃金の一部を控除し、又は通貨以外のもので支払うことができる。

② (略)

第三十三条 災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において前条又は第四十条の労働時間を延長することができる。但し、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

② 前項但書の規定による届出があつた場合において、行政官庁がその労働時間の延長を不相当と認める場合においては、その後その延長時間に相当する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることができる。

③ (略)

(年次有給休暇)

第三十九条 (略)

② (略)

③ 使用者は、前二項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えるとともに、その期間について平均賃金を支払わなければ

与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

④ 使用者は、第一項又は第二項の規定による有給休暇の期間については、就業規則その他で定めるところにより、平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払わなければならない。但し、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、その期間について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条に定める標準報酬日額に相当する金額を支払う旨を定めるときは、これによらなければならない。

⑤ (略)

(監督上の行政措置)

第五十四条 使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物又は設備を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、第四十五条又は第九十六条の規定に基いて発する命令で定める危害防止等に関する基準に則り定めた計画を、工事着手十四日前までに、行政官庁に届け出なければならない。但し、仮設の建設物又は設備で命令で定める危険又は衛生上有害でないものについては、この限りでない。

② (略)

(最低年齢)

第五十六条 満十五才に満たない児童は、労働者として使用してはならない。

ばならない。但し、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(新設)

④ (略)

(監督上の行政措置)

第五十四条 使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物又は設備を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、第四十五条又は第九十六条の規定に基いて発する命令で定める危害防止等に関する基準に則り定めた計画を、工事着手十四日前までに、行政官庁に届け出なければならない。

② (略)

(最低年齢)

第五十六条 満十五才に満たない児童は、労働者として使用してはならない。但し、満十四才以上の児童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りでない。

② (略)

(年少者の労働時間及び休日)

第六十条 (略)

② (略)

③ 使用者は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、満十五才以上で満十八才に満たない者については、一週間の労働時間が四十八時間を超えない限り、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮する場合においては、他の日の労働時間を十時間まで延長することができる。

(女子の労働時間及び休日)

第六十一条 使用者は、満十八才以上の女子については、第三十六条の協定による場合においても、一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日に労働させてはならない。但し、財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成その他決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間について六時間の制限にかかわらず、二週間について十二時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができる。

(深夜業)

第六十二条 (略)

②・③ (略)

④ 前三項の規定は、第三十三条第一項の規定によつて労働時間を延長し若しくは休日に労働させる場合又は第八条第六号、第七号、第十三号、第十四号及び電話の事業若しくは中央労働基準審議会の議を経て命令で定める女子の健康及び福祉に有害でない業務については、これを適用しない。但し、第十四号の事業に使用される満十八才に満たない者については、この限りでない。

② (略)

(年少者の労働時間及び休日)

第六十条 (略)

② (略)

③ 使用者は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、満十五才以上(第五十六条第一項但書に規定する満十四才以上を含む。)で満十八才に満たない者については、一週間の労働時間が四十八時間を超えない限り、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮する場合においては、他の日の労働時間を十時間まで延長することができる。

(女子の労働時間及び休日)

第六十一条 使用者は、満十八才以上の女子については、第三十六条の協定による場合においても、一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日に労働させてはならない。

(深夜業)

第六十二条 (略)

②・③ (略)

④ 前三項の規定は、第三十三条第一項の規定によつて労働時間を延長する場合又は第八条第六号、第七号、第十三号、第十四号及び電話の事業については、これを適用しない。但し、第十四号の事業に使用される満十八才に満たない者については、この限りでない。

⑤ (略)

(技能者の養成)

第七十条 (略)

② 前項の規定に基いて発する命令においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第二十四条の賃金の支払、第三十一条の最低賃金並びに第四十九条及び第六十三条の危険有害業務の就業制限に関する規定並びに第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定(満十六才以上の男子に係るものに限る。)について、別段の定をすることができる。

(休業補償)

第七十六条 (略)

② 使用者は、前項の規定により休業補償を行つてゐる労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間(以下四半期という。)ごとの一箇月一人当り平均額(常時百人未満の労働者を使用する事業場については、労働省において作成する毎月勤労統計における当該事業場の属する産業に係る毎月きまつて支給する給与の四半期の労働者一人当りの一箇月平均額。以下平均給与額という。)が、当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期における平均給与額の百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下るに至つた場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至つた四半期の次の次の四半期において、前項の規定により当該労働者に対して行つてゐる休業補償の額を改訂し、その改訂をした四半期に属する最初の月から改訂された額により休業補償を行わなければならない。改訂後の休業補償の額の改訂についてもこれに準ずる。

③ 前項の規定により難い場合における改訂の方法その他同項の規

⑤ (略)

(技能者の養成)

第七十条 (略)

② 前項の規定に基いて発する命令においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第二十四条の賃金の支払、第三十一条の最低賃金並びに第四十九条及び第六十三条の危険有害業務の就業制限に関する規定について、別段の定をすることができる。

(休業補償)

第七十六条 (略)

(新設)

(新設)

定による改訂について必要な事項は、命令で定める。

(国の援助義務)

第二百五条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならない。

(附加金の支払)

第百十四条 裁判所は、第二十条、第二十六条、第三十一条若しくは第三十七条の規定に違反した使用者又は第三十九条第四項の規定による賃金を支払わなかつた使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金の外、これと同一額の附加金の支払を命ずることができる。但し、この請求は、違反のあつた時から二年以内に行ななければならない。

第百二十条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項
 - 二 第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第七十一條第二項、第八十九條、第九十條第一項、第九十一條、第九十五條第一項若しくは第二項又は第百五條(第百條の二第三項において準用する場合を含む。)乃至第百九條の規定に違反した者
- (削る)

二(四) (略)

(新設)

(附加金の支払)

第百十四条 裁判所は、第二十条、第二十六条、第三十一条若しくは第三十七条の規定に違反した使用者又は第三十九条第三項の規定による平均賃金を支払わなかつた使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金の外、これと同一額の附加金の支払を命ずることができる。但し、この請求は、違反のあつた時から二年以内に行ななければならない。

第百二十条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第七十一條第二項、第八十九條、第九十條第一項、第九十一條、第九十五條第一項若しくは第二項又は第百五條(第百條の二第三項において準用する場合を含む。)乃至第百九條の規定に違反した者

- 二 第十八條第二項の規定により認可を受けた保管および返還の方法に違反した者

三(五) (略)